

社会福祉法人萌木会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萌木会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、無報酬とする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、定款に定めるところにより、無報酬とする。
- 3 交通費も支給しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。